

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 ○ 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個  
人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …………… 教育財務課 1頁

### 規 則

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の  
利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年六月十三日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

#### 三重県教育委員会規則第六号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番  
号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の  
利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第一第二号の項及び第三号の項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。

